

平成 23 年度税制改正の概要

平成 23 年度税制改正においては、所得・消費・資産等にわたる税制の抜本改革の実現に向けて、経済活性化と財政健全化を一体として推進するという枠組みの下で、現下の厳しい経済状況や雇用情勢に対応する等の観点からの税制の抜本改革の一環をなす緊要性の高い改革として、次のとおり各般の税目にわたる所要の措置が一体として講じられる。

（納税環境整備）

- 納税者権利憲章の策定、税務調査手続の明確化、更正の請求期間の延長（現行 1 年→5 年）、処分の理由附記の実施等の措置を講じ、国税通則法について、昭和 37 年の制定以来最大の見直しを実施する。→**図表 1**

（個人所得課税）

- 給与所得控除について、給与収入が 1,500 万円を超える場合に一律 245 万円の上限を設ける。また、高額な法人役員等（国家公務員等を含む）の給与に係る給与所得控除は、次のとおり縮減する。→**図表 2**
 - ・ 給与収入 4,000 万円超は、1/2 の額（125 万円）を上限
 - ・ 給与収入 2,000 万円を超え 4,000 万円までの間は、控除額の上限を 4 分の 3 とする部分も含め調整的に徐々に控除額を縮減
- 特定支出控除について、次のとおり範囲の拡大等を行い、給与所得者の実額控除の機会を拡大する。→**図表 3**
 - ・ 弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費及び図書費、衣服費、交際費、職業上の団体の経費など勤務必要経費を追加
 - ・ 適用判定の基準を現行の給与所得控除額の総額から 2 分の 1 とする
- 勤続年数 5 年以下の法人役員等の退職金について、2 分の 1 課税を廃止する。→**図表 4**
- 現行制度では、被扶養者の年齢が 23 歳から 69 歳までであれば、一律に控除が適用される成年扶養控除（38 万円）について、次のとおり控除を縮減する。→**図表 5**
 - ・ 障害者等、65 歳以上の高齢者、学生については引き続き控除の対象
 - ・ 給与収入 568 万円（所得 400 万円）以下の納税者については、被扶養者の事情にかかわらず、引き続き控除を適用

- ・ 給与収入568万円（所得400万円）から段階的に控除を縮減し、給与収入689万円（所得500万円）以上の納税者については、控除を廃止
- 上場株式等の配当・譲渡所得等に係る10%軽減税率を2年延長し、平成26年1月から20%本則税率とする。→**図表6**

（相続税）

- 格差固定化の防止、相続税の再分配機能・財源調達機能の回復等の観点から、現行「5,000万円+1,000万円×法定相続人数」である基礎控除を「3,000万円+600万円×法定相続人数」へ引き下げるとともに、最高税率を現行50%から55%に引き上げるなど税率構造の見直しを行う。→**図表7**
- 死亡保険金に係る相続税の非課税枠（現行、500万円×法定相続人数）の対象となる法定相続人を、未成年者、障害者、相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者に限定する。→**図表8**
- 相続税額に係る未成年者控除（現行6万円×20歳に達するまでの年数）及び障害者控除（現行6万円×85歳に達するまでの年数）について、前回改正時（昭和63年）からの物価動向及び相続税全体の見直しの内容を踏まえ、1年当たりの控除額をそれぞれ10万円に引き上げる。→**図表9**

（贈与税）

- 暦年課税について、若年世代への生前贈与による財産の有効活用の観点から、直系卑属（20歳以上）を受贈者とする場合の贈与税の税率構造を特別に緩和する。→**図表10**
- 相続時精算課税制度について、若年世代への資産の早期移転を促進する観点から、受贈者に20歳以上の孫を追加するとともに、贈与者の年齢要件を「65歳以上」から「60歳以上」に引き下げる。→**図表11**

（法人課税・租税特別措置）

- 我が国企業の国際競争力の向上や我が国の立地環境の改善等を図り、国内の投資拡大や雇用創出を促進するため、国税と地方税を合わせた法人実効税率を5%引き下げる（40.69%→35.64%）。このため、法人税率を現行30%から25.5%へ4.5%引き下げる。→**図表12**
- 中小法人に対する軽減税率を現行18%（本則22%）から15%（本則19%）へ3%引き下げる。→**図表12**
- 法人実効税率の引下げとあわせ、財源確保のための課税ベースの拡大とし

て、特別償却及び準備金制度等の租税特別措置の廃止・縮減のほか、次の見直し等を行う。→**図表 13～図表 15**

- ・ 減価償却資産の償却率の見直し（250%定率法を 200%定率法へ）
 - ・ 大法人に係る欠損金の繰越控除の一部制限（控除限度額を所得金額の 8割、繰越期間を現行 7 年から 9 年に延長）
 - ・ 貸倒引当金制度の適用法人を銀行・保険会社等及び中小法人等に限定 等
- 雇用を一定以上増加させた企業に対する税額控除制度（雇用促進税制）等を創設する。→**図表 16**
- 租税特別措置の徹底した見直しを進めるため、政策税制措置（231項目）について109項目の見直しを行った結果、50項目を廃止又は縮減する。→**図表 17**

（消費課税）

- 地球温暖化の原因となる温室効果ガスの約 9 割を占めるエネルギー起源 CO₂ の排出を抑制する観点から、石油石炭税に「地球温暖化対策のための課税の特例」を設け、CO₂ 排出量に応じた税率を上乗せする。平成 23 年 10 月 1 日から実施し、税率を段階的に引き上げる。→**図表 18**

（市民公益税制）

- 認定 N P O 法人への寄附について、所得税において税額控除制度（控除率 40%：個人住民税と合わせて 50%まで）を導入する（公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人又は更生保護法人も同様の制度を導入）。→**図表 19**
- 新認定法に基づく新たな認定制度が施行されるまでの間の対応として、認定 N P O 法人制度のパブリック・サポート・テスト要件について、寄附者の絶対数（寄附金額 3,000 円以上の寄附者年平均 100 人以上）で判定する方式を導入するなど、認定要件の緩和等を行う。→**図表 19**

以上、平成 23 年度の税制改正（国税関係）による増減収見込額は、初年度 3,061 億円の減収、平年度 646 億円の減収である。→**図表 20**

※平成 23 年度税制改正の詳細な解説については、熊谷克宏「抜本改革に向けた平成 23 年度税制改正」参議院事務局企画調整室『立法と調査』第 313 号（2011.2）を参照。

（内線 3046）

図表 1. 納税環境整備について (案)

○ 納税者権利憲章の策定、税務調査手続の明確化、更正の請求期間の延長等、国税通則法について昭和 37 年の制定以来、最大の見直しを図る。

1. 納税者権利憲章

- ① 「憲章」は、納税者の立場に立って、複雑な税務手続を平易な表現で分かり易くお知らせするとの基本的考え方に沿って策定する（行政文書として策定）。名称は「納税者権利憲章」とする。
- ② 国税通則法について、以下の見直しを行う。
 - ④ 目的規定を改正し、税務行政において納税者の権利利益の保護を図る趣旨を明確にする。
 - ⑤ 「憲章」を策定することの根拠規定を設け、併せて「憲章」に記載すべき事項を法定する。
 - ⑥ 各種税務手続の明確化等に関する規定を同法に集約する。
 - ⑦ 法律名が改正後の法律内容をよく表すものとなるよう、題名を変更する。

2. 租税教育

- 健全な納税者意識のより一層の向上に向け、小学校や中学校の段階だけでなく、高等学校や大学における租税教育の一層の充実に努める。

3. 税務調査手続

- ① 調査手続の透明性と納税者の予見可能性を高める観点から、税務調査に先立ち、課税庁が原則として事前通知を行うことを法律上明確化する。ただし、課税の公平確保の観点から、税務署長等が、①正確な事実の把握を困難にするおそれ、②違法・不当な行為を容易にし、又はその発見を困難にするおそれ、③その他国税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合は、事前通知を行わないこととする。
- ② また、課税庁の納税者に対する説明責任を強化する観点から、調査終了時の手続を法律上明確化する。

4. 更正の請求

- ① 実務慣行として行われてきた「嘆願」を解消する観点から、納税者が申告税額の減額を求めることができる「更正の請求」の期間（現行：1年）を5年に延長する。
- ② 併せて、課税の公平の観点をも踏まえ、課税庁による増額更正の期間（現行：原則3年）を5年に延長し、課税庁による税額の増額・減額の期間も5年で一致させる。

5. 処分理由附記

- 処分の適正化と納税者の予見可能性の確保の観点から、全ての処分について理由附記を実施する（平成 24 年 1 月から実施）。ただし、個人の白色申告者に対する理由附記については、記帳や帳簿等保存義務の拡大と併せて実施する（平成 25 年 1 月から実施）。

6. 国税不服審判所の改革

争訟手続

- 国税の不服審査手続（不服申立期間、証拠書類の閲覧・謄写、対審制、不服申立前置）については、内閣府・行政救済制度検討チームの結論を踏まえて改めて検討した上、所要の見直しを図る。

争訟機関

- ① 国税不服審判所における審理の中立性・公正性を向上させる観点から、今後、国税審判官の外部登用を以下のとおり拡大することとし、その方針及び工程表を公表する。
 - ④ 民間からの公募により、年 15 名程度採用
 - ⑤ 3 年後の平成 25 年までに 50 名程度を民間から任用することにより、事件を担当する国税審判官の半数程度を外部登用者とする。
- ② さらに、国税不服審判所については、同チームの検討状況を勘案しつつ、簡易・迅速な行政救済を図るとの観点も踏まえ、審理の中立性・公正性に配慮して審判所の所管も含めた組織のあり方や人事のあり方の見直しについて検討を行う。

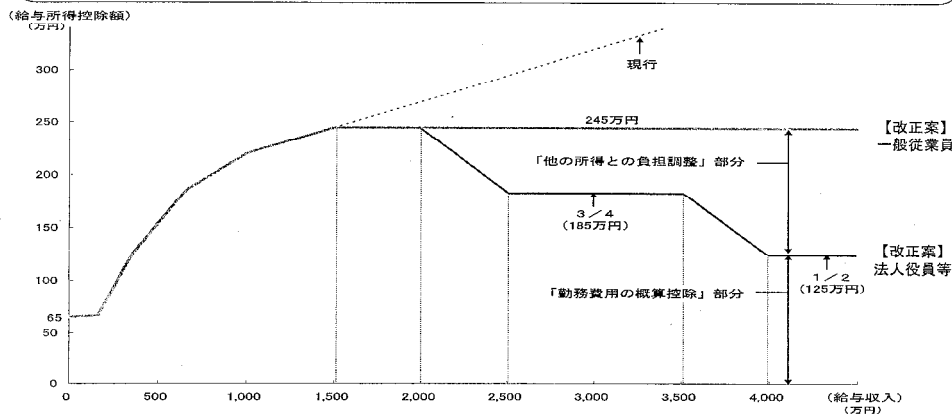
7. 社会保障・税に関わる番号制度

- 早期の制度導入に向け、「社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会」を中心に速やかに検討を進めるとともに、税務面においても、積極的な検討を行う。

(出所) 財務省資料

図表2. 給与所得控除の見直し（案）

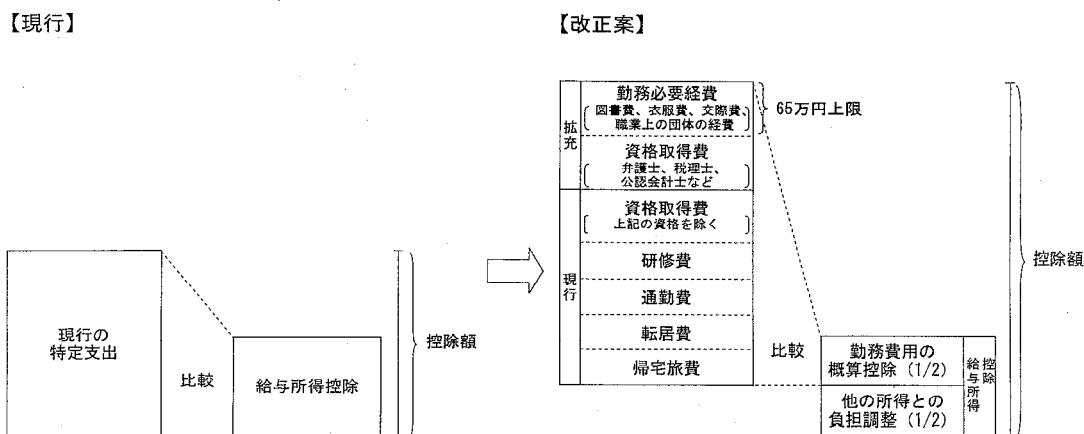
- 格差是正、所得再分配機能の回復の観点から、以下の見直しを行う。
- ① 給与所得者の必要経費が収入に応じて必ずしも増加するとは考えられないこと、また、主要国においても定額又は上限があること等から、給与収入1,500万円を超える場合の給与所得控除に上限（245万円）を設定する。
 - ② 法人役員については、一般従業員に比べ、勤務態様が必ずしも従属的でないと考えられることや、給与の自己決定度合いが高いこと等を踏まえ、特に、高額な役員給与について、以下の見直しを行う。
 - ・ 給与収入4,000万円超は、 $1/2$ の額（125万円）を上限とする。
 - ・ 給与収入2,000万円を超え4,000万円までの間は、控除額の上限を $3/4$ とする部分も含め調整的に徐々に控除額を縮減する。
- ※ 所得税は平成24年分から、住民税は平成25年度分から適用する。



(出所) 財務省資料

図表3. 特定支出控除の見直し（案）

- 特定支出控除について、範囲の拡大等を行い、給与所得者の実額控除の機会を拡大する。
- 【範囲の拡大】
 弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費、勤務必要経費（図書費、衣服費、交際費、職業上の団体の経費）を追加。
- 【適用判定の基準の見直し】
 適用判定の基準を給与所得控除の $2/3$ （現行：控除額の総額）とする。
- ※ 所得税は平成24年分から、住民税は平成25年度分から適用する。



(出所) 財務省資料

図表4. 退職所得課税の見直し（案）

- 勤続年数5年以内の法人役員等の退職金について、2分の1課税を廃止。
- ※ 所得税は平成24年分から、住民税は平成24年1月1日以後に支払われるべき退職金から適用する。

【退職所得に係る所得税額の計算】

他の所得と区分して次により分離課税

$$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2} \times \text{税率} = \text{退職所得に係る所得税額}$$

- ・ 勤続年数20年まで
⇒ 1年につき40万円
- ・ 勤続年数20年超
⇒ 1年につき70万円

課税所得金額	税率
195万円以下	5%
330万円以下	10%
695万円以下	20%
900万円以下	23%
1,800万円以下	33%
1,800万円超	40%

【改正案】

- 勤続年数5年以内の法人役員等の退職金について、2分の1課税を廃止。

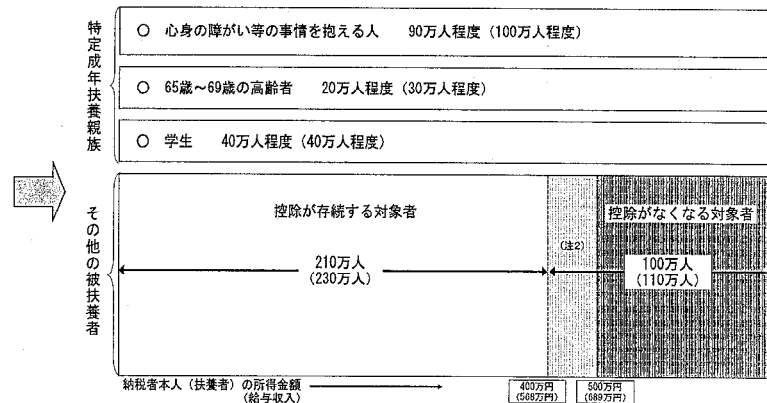
(出所) 財務省資料

図表5. 成年扶養控除の見直し（案）

- 成年者は基本的に独立して生計を立てるべき存在であること等を踏まえ、控除を縮減。
- 以下の扶養親族については、引き続き控除の対象。
 - ・ 心身の障がい等の事情を抱える人
 - ① 障害者（障害者控除制度の対象者）
 - ② 要介護・要支援認定者及びこれらの人の介護をしている生計を一にする扶養親族
 - ③ 難病や精神疾患等に係る公費負担医療制度の対象者、障害福祉サービスの受給者等
 - ④ 高額療養費制度の対象等となる高額な医療費がかかった扶養親族
 - ⑤ その年又は前年に長期（90日以上）にわたり入院・通院等をした扶養親族
 - ・ 65歳以上の高齢者
 - ・ 学生
- 所得400万円（給与収入568万円）以下の納税者については、被扶養者の事情にかかわらず、引き続き控除を適用。
- ※ 所得400万円（給与収入568万円）から段階的に控除を縮減し、所得500万円（給与収入689万円）以上の納税者については、控除を廃止。
- ※ 所得税は平成24年分から、住民税は平成25年度分から適用。

現行の成年扶養控除の適用がある納税者数（被扶養者数）
約470万人（約520万人）。

※ 現行制度では、被扶養者の年齢が23歳から69歳までであれば、一律に控除を適用。



（注1）対象人員は、納税者の人数（括弧内は被扶養者数）であり、控除の廃止により影響を受ける人数である。扶養者数は、平均1.1人の被扶養者がいるものとして算出。影響は、それぞれ四捨五入によるもので、小数点以下は合計とは合致しない場合がある。
（注2）控除の適用がなくなることにより、税負担が増えるという、影響を受ける納税者数は、対象人員は納税者で200万人程度。

(出所) 財務省資料

図表6. 上場株式等の譲渡益及び配当の課税について（案）

	【現 行】 21. 1 ~ 23. 12 ↓ 【改正案】 21. 1 ~ 25. 12(2年延長)	【現 行】 24. 1 ~ ↓ 【改正案】 26. 1 ~
税 率 (申告分離課税)	【原則】 20%	20% (大口株主等が支払を受ける 上場株式等の配当等を除く。)
	【特例措置】 上場株式等の譲渡益 10% 上場株式等の配当 10% (大口株主等が支払を受けるものを除く。) ※「大口株主等」とは、発行済株式等の総数の3%以上【現行:5%以上】の株式等を有する者をいう。	
(源泉徴収税率)	10% (申告不要可)	20% (申告不要可)

(注) 1 大口株主等が支払を受ける配当は、20%源泉徴収(所得税のみ)の上、総合課税の対象。
 2 税率20%の場合は所得税15%、住民税5%であり、税率10%の場合は所得税7%、住民税3%である。

(出所) 財務省資料

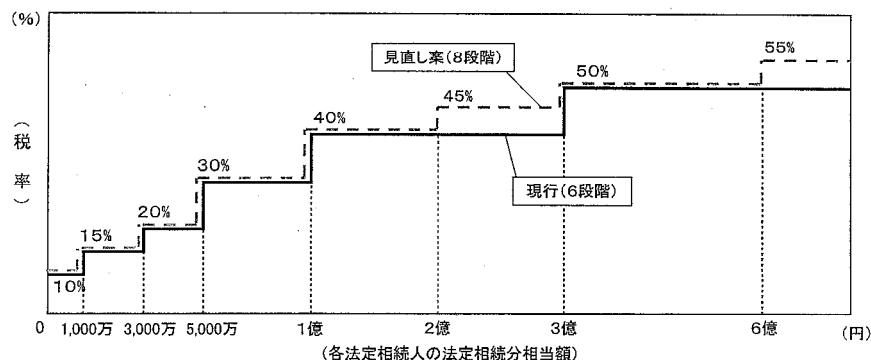
図表7. 相続税の基礎控除及び税率構造の見直し（案）

格差固定化の防止、相続税の再分配機能・財源調達機能の回復等の観点から、基礎控除を引き下げるとともに、高額の遺産取得者を中心に負担を求める観点から最高税率を55%へ引き上げるなど税率構造の見直しを行う。

○ 基礎控除の引下げ

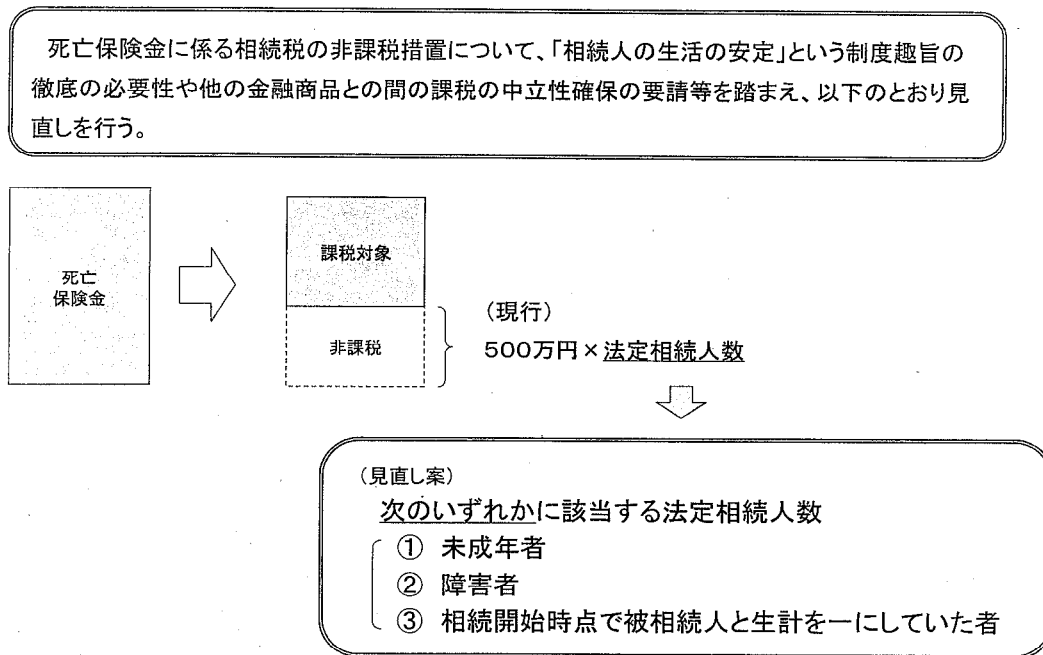
【現 行】 5,000万円+1,000万円×法定相続人数 → 【見直し案】 3,000万円+600万円×法定相続人数

○ 税率構造の見直し



(出所) 財務省資料

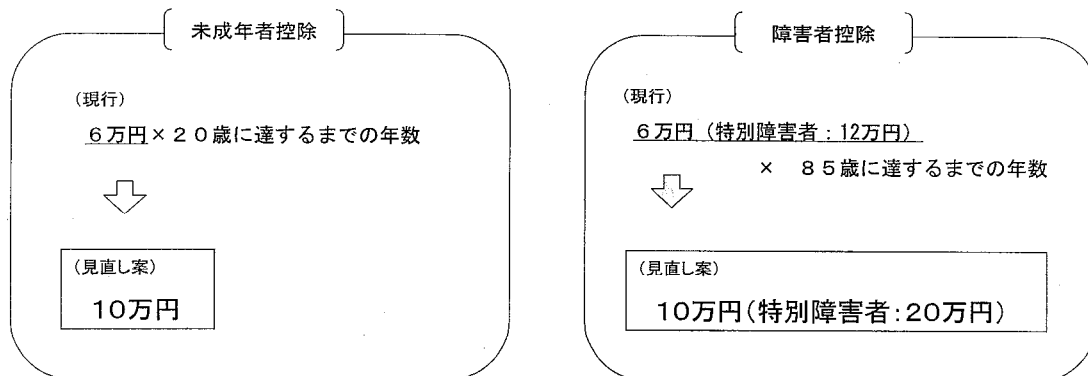
図表 8. 死亡保険金に係る相続税の非課税措置の見直し（案）



(出所) 財務省資料

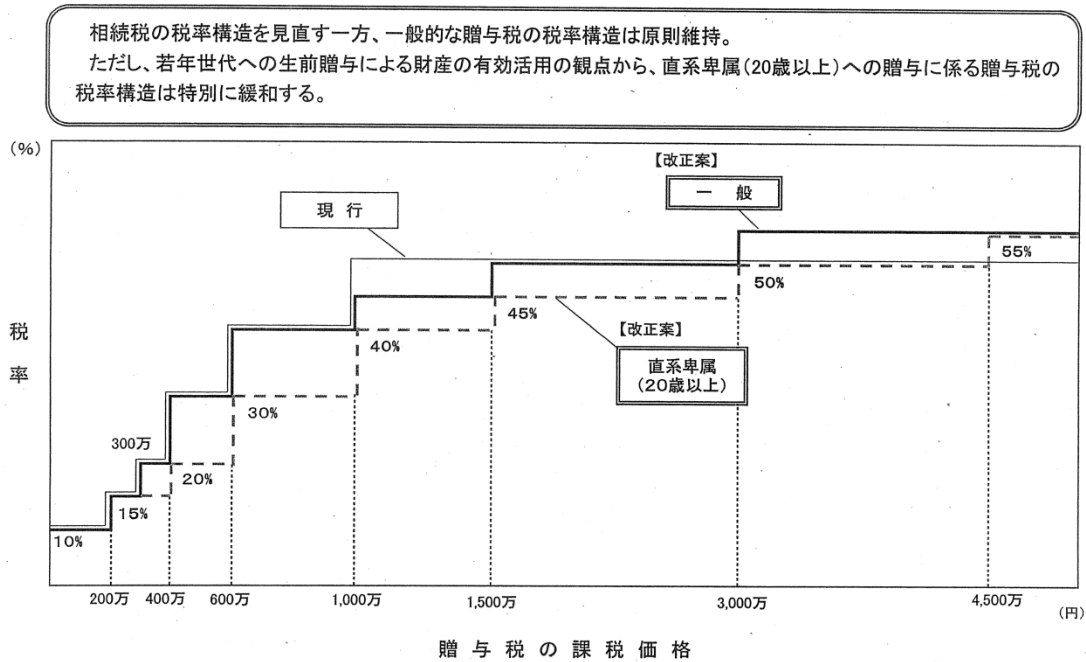
図表 9. 相続税の未成年者控除・障害者控除の見直し（案）

未成年者控除及び障害者控除について、前回改正時(昭和63年)からの物価の動向及び相続税全体の見直しの内容を踏まえ、相続税額からの控除額を次のとおり引き上げる。



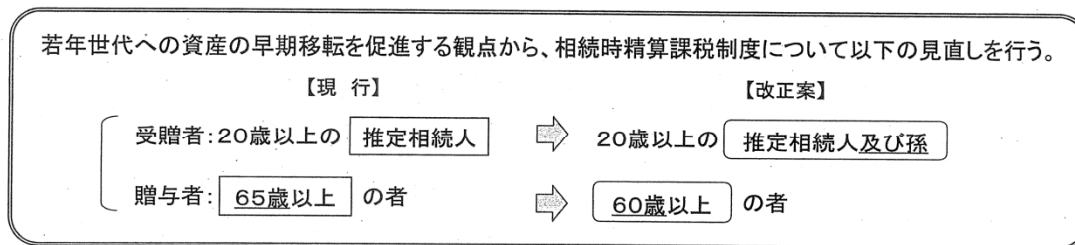
(出所) 財務省資料

図表 10. 贈与税の見直し（案）①（暦年課税）



(出所) 財務省資料

図表 11. 贈与税の見直し（案）②（相続時精算課税）



【参考】 相続時精算課税制度の概要(改正案による計算例)

	相続時精算課税の制度の仕組み	3,000万円を生前贈与し、1,500万円を遺産として残す場合の計算例(配偶者+子2人)	【参考】 暦年課税の場合
【贈与時】	① 贈与財産額を贈与者の相続開始まで累積 ② 累積で2,500万円の非課税枠 ③ 非課税枠を超えた額に一律20%の税率	贈与額: 3,000万円 非課税枠: 2,500万円 税率: × 20% → 納付税額: 100万円	納付税額: 1,036万円
【相続時】	贈与財産額(贈与時の価額)を相続財産の価額に加算して、相続税額を精算	贈与額: 3,000万円 相続額: 1,500万円 4,500万円 < 基礎控除: 4,800万円 → 無税 ・無税 ・贈与時の納付税額100万円は還付	無 税
		合計納税額: 0円	1,036万円

(出所) 財務省資料

図表 12. 法人税率の引下げ（案）

○ 法人税の税率を次のとおり引き下げ、法人の平成 23 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について適用します。

	現 行		改正案	
		年 800 万円以下		年 800 万円以下
普通法人	30%	—	25.5%	—
(参考) 法人実効税率(国税+地方税(東京都)) 40.69% → 35.64%				
中小法人	30%	22% (18%)	25.5%	19% (15%)
公益法人等、協同組合等(単体)及び特定の医療法人(単体)	22%	(18%)	19%	(15%)
協同組合等(連結)及び特定の医療法人(連結)	23%	(19%)	20%	(16%)
特定の協同組合等の特例税率(年10億円超)	26%		22%	

(注1) 中小法人には、一般社団法人等及び人格のない社団等を含みます。

(注2) 「現行」欄のカッコ内は、租税特別措置法により平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に終了する事業年度に適用されています。

(注3) 「改正案」欄のカッコ内は、租税特別措置法により平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度に適用します。なお、中小法人、公益法人等、協同組合等及び特定の医療法人の平成 23 年 4 月 1 日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度については、経過措置として現行の租税特別措置法による税率を適用します。

(出所) 財務省資料

図表 13. 減価償却資産の償却率の見直し（案）

【改正案】

定率法の償却率について、定額法の償却率（1／耐用年数）を 2.0 倍した数（現行 2.5 倍した数）とする。

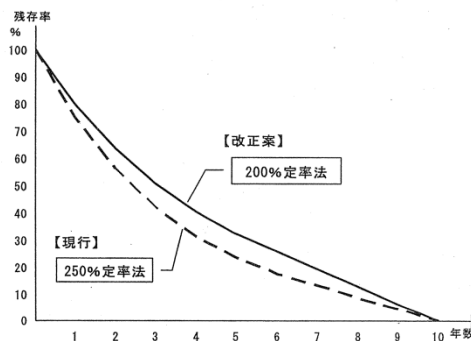
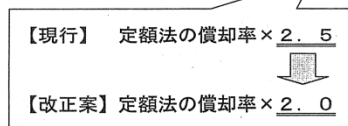
(注) 平成 23 年 4 月 1 日以後に取得をする減価償却資産について適用。ただし、同日をまたぐ事業年度において、同日からその事業年度終了の日までの期間内に減価償却資産の取得をした場合には、現行の償却率による定率法による償却を可能とする等の経過措置を講ずる。(実質的に開始事業年度ベース)

【現行制度】

○ 減価償却費として損金経理した金額のうち、法人が選定した償却方法により、法定耐用年数に応じて計算した償却限度額に達するまでの金額は、損金に算入する。

○ 償却限度額

- ・ 定額法：取得価額 × 定額法の償却率
- ・ 定率法：未償却残額（＝期首帳簿価額）× 定率法の償却率



(出所) 財務省資料

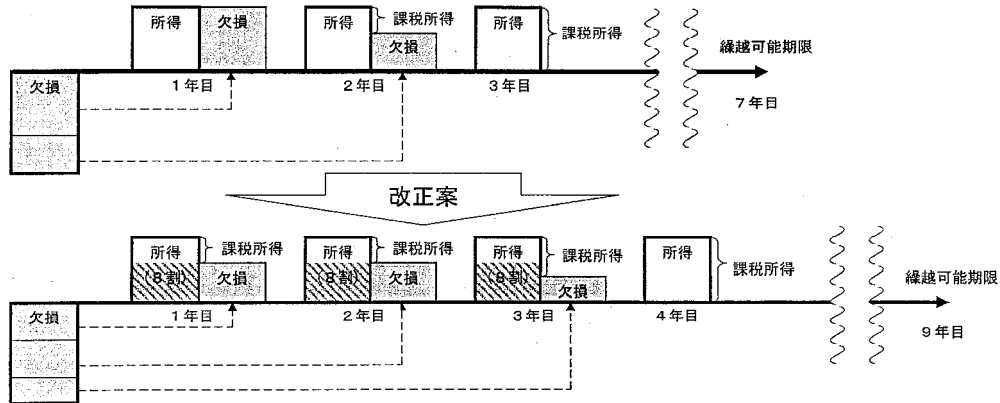
図表 14. 欠損金の繰越控除制度の見直し（案）

【改正案】

欠損金の控除限度額を所得金額の8割とし、繰越期間を9年(現行7年)に延長する。
 ※1 欠損金発生年度の帳簿書類の保存を要件とする。なお、欠損金の更正可能期間も9年とする。
 ※2 欠損金の繰越期間の延長、欠損金発生年度の帳簿書類の保存要件及び欠損金の更正可能期間の延長については、平成20年4月1日以後に終了した事業年度において生じた欠損金額について適用する。
 (注) 中小法人等は、現行の控除限度額(所得金額の全額)を存置

【現行制度】

欠損金については、7年間、各事業年度の所得の金額を限度として損金算入(繰越控除)できる。



(出所) 財務省資料

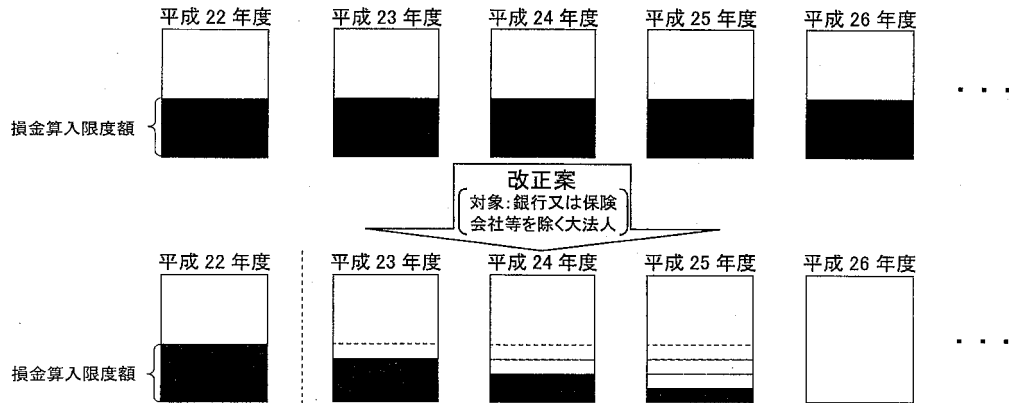
図表 15. 貸倒引当金制度の見直し（案）

【改正案】

- 制度の適用法人を銀行・保険会社等及び中小法人等に限定する。
- 銀行又は保険会社等を除く大法人の平成23年度から平成25年度までの間に開始する事業年度については、現行法による損金算入限度額に対して、平成23年度は4分の3、平成24年度は4分の2、平成25年度は4分の1の引当てを認める。

【現行制度】

法人が各事業年度末に有する金銭債権に対する貸倒引当金の繰入額については、金銭債権の区分に応じ、一定の金額を損金の額に算入することができる。



※ 銀行・保険会社等及び中小法人等については、現行制度を引き続き適用

(出所) 財務省資料

図表 16. 雇用促進税制（案）

- 以下の要件を満たす青色申告法人に対して、当期中に増加した雇用保険の一般被保険者 1 人当たり 20 万円の税額控除ができる制度を創設する（当期の控除前法人税額の 10%（中小企業等にあつては 20%）を限度とする）。
- ①当該事業年度末の従業員のうち雇用保険の一般被保険者の数が、前事業年度末に比して 10%以上及び 5 人以上（中小企業者等については 2 人以上）増加していること（注 1）。
 - ②前事業年度及び当該事業年度中に、事業主都合による離職者がいないこと（注 1）。
 - ③当該事業年度における「支払給与額」が、前事業年度より、以下の算定額以上に増加していること。
 [算式] 給与増加額 ≥ 前事業年度の給与額 × 雇用の増加率 × 30%（注 2）
- （注 1）①②については、ハローワークでの確認が必要。
 （注 2）30% = 60%（新規採用者の平均給与 ÷ 在職者の平均給与）
 × 50%（年間を通じて採用される新規採用者が平均して 1 年の半分程度勤務すると想定）

【事業年度開始後】
ハローワークに「雇用促進計画」（仮称）を届出。

【事業年度終了後】
ハローワークで

- ①雇用保険一般被保険者数の一定の増加、
②事業主都合の離職がないこと、
の確認を受ける。



+ ③支払給与額の一定の増加

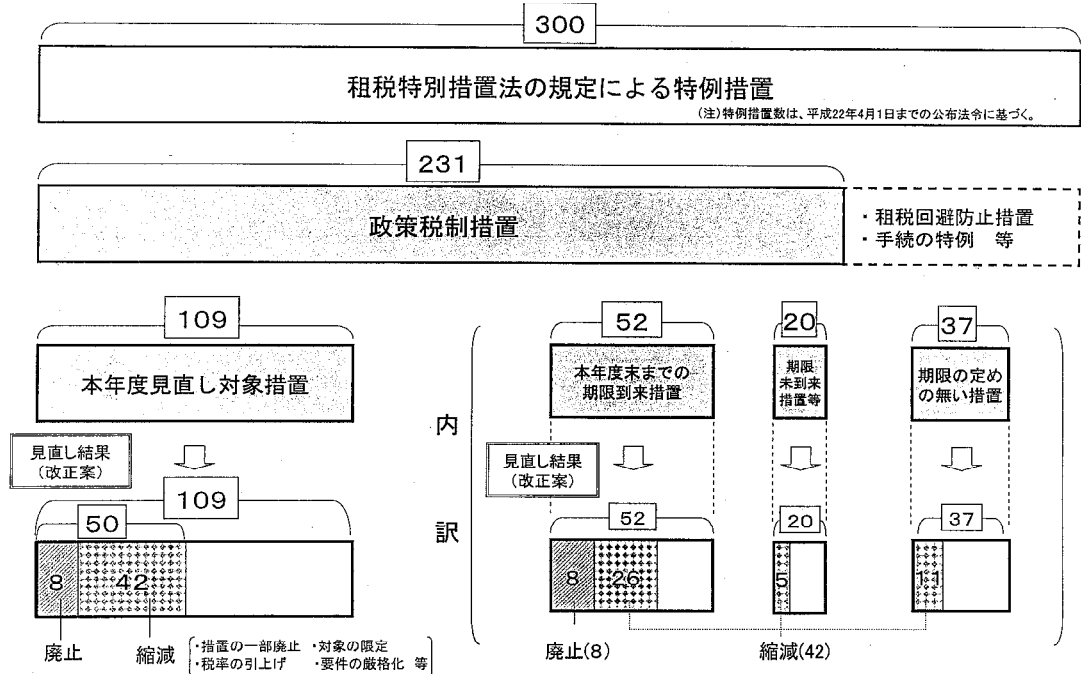


× 20 万円の税額控除

（注）風俗営業等を営む企業については、対象から除外されます。

（出所）財務省資料

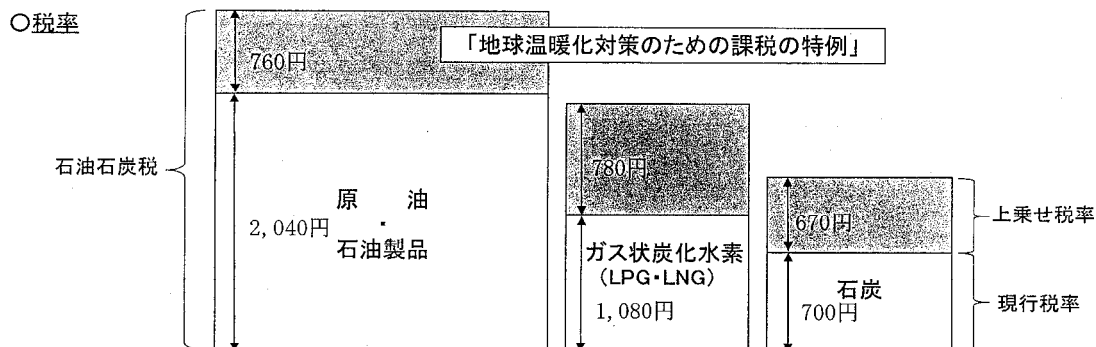
図表 17. 租税特別措置の見直し結果（平成 23 年度税制改正大綱）



（出所）財務省資料

図表 18. 「地球温暖化対策のための税」について（案）

- 石油石炭税に、「地球温暖化対策のための課税の特例」を設け、CO2排出量に応じた税率を上乗せする。
- 平成23年10月1日から実施し、税率は段階的に引き上げることとする。



○段階的实施

課税物件	現行税率	H23年10/1~	H25年4/1~	H27年4/1~
原油・石油製品 〔1kl当たり〕	(2,040円)	+250円 (2,290円)	+250円 (2,540円)	+260円 (2,800円)
ガス状炭化水素 〔1t当たり〕	(1,080円)	+260円 (1,340円)	+260円 (1,600円)	+260円 (1,860円)
石炭 〔1t当たり〕	(700円)	+220円 (920円)	+220円 (1,140円)	+230円 (1,370円)

※()は石油石炭税の税率。

(出所) 財務省資料

図表 19. 市民公益税制について（案）

1 所得税の税額控除制度の導入（平成23年分から適用）

- 認定NPO法人に対する寄附について、所得税において新たに税額控除を導入する（所得控除との選択制）。
〔控除割合〕 寄附金額の40%（地方税10%と合わせて50%）
〔控除限度額〕 所得税額の25%
- 公益社団法人又は公益財団法人、学校法人、社会福祉法人及び更生保護法人のうち、PST（パブリック・サポート・テスト）と同様の要件と情報公開の要件を満たすものに対する寄附金について、税額控除を導入する。

2 認定NPO法人制度の見直し（新認定法に基づく新たな認定制度が施行されるまでの間の対応）

- PST要件に「寄附金額が年3,000円以上の寄附者の数が年平均100人以上」で判定する方式を導入する。また、地方団体が、その域内に事務所を有するNPO法人のうち、条例において個別に指定したものは、PST要件等を免除する。
- 認定NPO法人のみなし寄附金について、認定取消しがあった場合には、取戻し課税を行うこととする。

3 新認定法に基づく新たな認定制度

- 新認定法（新たな法律又はNPO法改正）に基づく新たな認定制度（地方団体による認定、「仮認定」の導入、監督規定の整備等）を整備する。このため、内閣府は、関係省庁の協力を得て、新たな認定制度等について、地方団体と協議を行い、その協議を整えた上で、平成24年4月から新たな認定制度が開始されるよう、次期通常国会において所要の法整備が行われることを目指す。
- 新たな認定制度が整備された場合には、所要の税制上の措置を講ずる。みなし寄附金については、社会福祉法人等と同等の監督規定等が整備される場合には、それらと同等の損金算入限度額（所得金額の50%又は200万円のいずれか大きい金額）に引き上げる。

4 地域において活動するNPO法人等の支援（個人住民税）

- NPO法人への寄附金について、個人住民税の寄附金税額控除の指定の対象を拡大するとともに、控除対象寄附金の適用下限額を2千円（現行5千円）に引き下げる。平成24年度分の個人住民税から適用（平成23年中の寄附金から対象）。

(出所) 財務省資料

図表 20. 平成 23 年度の税制改正（内国税関係）による増減収見込額

改正事項	(単位: 億円)	
	平年度	初年度
1. 法人課税		
(1) 法人税の基本税率の引下げ	▲12,194	▲8,076
小計	▲12,194	▲8,076
(2) 課税ベースの拡大等		
① 減価償却制度の見直し	1,780	1,164
② 欠損金の繰越控除制度の見直し	1,788	1,430
③ 貸倒引当金制度の見直し	550	440
④ 寄附金の損金不算入制度の見直し	69	48
⑤ 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度の見直し ※	495	371
⑥ エネルギー需給構造改革推進投資促進税制の廃止 ※	576	455
⑦ 集積産業用資産の特別償却制度の見直し ※	44	40
⑧ 事業革新設備等の特別償却制度の廃止 ※	418	365
⑨ 特定災害防止準備金制度の見直し ※	1	0
⑩ 特別修繕準備金制度の見直し ※	38	30
⑪ 外国税額控除制度の適正化	90	43
小計	5,849	4,386
(3) 政策減税		
① 中小企業者等の軽減税率の引下げ	▲671	▲148
② 雇用促進税制	▲365	▲139
③ 環境関連投資促進税制	▲249	▲195
④ 総合特区制度、アジア拠点化推進のための税制	▲73	▲11
⑤ 租税特別措置の見直し(中小企業関係)		
ア 中小企業等基盤強化税制の廃止 ※	171	58
イ 公益法人等又は協同組合等の貸倒引当金の特例の見直し ※	39	27
ウ 商工組合等の留保所得の特別控除制度の廃止 ※	9	6
小計	▲1,139	▲402
(4) その他		
① 公益法人等又は協同組合等に係る法人税率の引下げ	▲305	▲214
② 医療用機器等の特別償却制度の見直し ※	30	20
③ 公共交通機関に係る障害者対応設備等の特別償却制度の廃止 ※	4	4
④ 高度通信設備等の特別償却の創設	▲3	▲2
小計	▲274	▲192
法人課税計	▲7,758	▲4,284
2. 個人所得課税		
(1) 給与所得控除の見直し	1,195	203
(2) 退職所得課税の見直し	94	21
(3) 成年扶養控除の見直し	823	132
(4) その他		
① 配当所得の分離課税等の要件の見直し ※	68	34
② 電子申告特別控除の見直し ※	2	1
③ 総合特区制度のための税制	▲4	▲1
④ 通勤手当非課税制度の見直し	19	3
⑤ 年金申告者の申告手続きの見直し	▲35	▲35
個人所得課税計	2,162	358
3. 資産課税		
(1) 相続税・贈与税の見直し		
① 相続税の基礎控除の引下げ	2,355	785
② 死亡保険金に係る非課税制度の見直し	341	114
③ 相続税の税率構造の見直し	250	83
④ 未成年者控除及び障害者控除の引上げ	▲31	▲10
⑤ 贈与税の税率構造の緩和	▲21	▲21
⑥ 相続時精算課税制度の適用要件の見直し	▲92	▲92
(2) その他		
① (独)住宅金融支援機構の直接融資に係る登録免許税の非課税措置の廃止	12	12
② 信用保証協会等が受ける登記に対する登録免許税の特例の見直し ※	1	1
③ 認定事業再構築計画に基づく登記に対する登録免許税の特例の見直し ※	5	5
④ 電子申請による登記に係る登録免許税の特例の見直し ※	15	7
⑤ 外資埠頭会社が出資に伴い取得する不動産に係る登録免許税の特例の創設	▲8	▲8
資産課税計	2,827	876
4. 消費課税		
(1) 地球温暖化対策のための税	2,405	357
(2) 航空機燃料税の税率引下げ	▲263	▲263
(3) その他		
① 消費税の事業者免税点制度における免税事業者の要件の見直し	27	—
② 課税売上割合95%以上の場合の消費税の仕入税額控除制度の見直し	29	—
消費課税計	2,198	94
5. その他		
(1) 還付加算金の計算期間の見直し	33	0
(2) 保険年金に係る最高裁判決を受けた対応(注)	▲75	▲75
(3) 認定NPO法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除制度の創設	▲33	▲30
その他計	▲75	▲105
合計	▲646	▲3,061

(出所) 財務省資料より作成

(参考) 平成 23 年度税制改正 (地方税関係) による
事項別増減収見込額

未定稿

(単位: 億円)

改正事項	初年度			平年度		
	道府県税	市町村税	計	道府県税	市町村税	計
1 個人住民税	7	10	17	199	298	497
(1) 成年扶養控除の見直し				131	196	327
(2) 退職所得10%税額控除の廃止	7	10	17	69	103	172
(3) 寄附金税額控除の適用下限額の引下げ				△ 1	△ 1	△ 2
2 不動産取得税	15		15	16		16
(1) サービス付き高齢者向け住宅に係る特例の創設	△ 4		△ 4	△ 4		△ 4
(2) 都市再生促進税制の拡充	△ 6		△ 6	△ 6		△ 6
(3) 産活法に係る特例の見直し	1		1	1		1
(4) SPC・Jリートに係る特例の見直し	6		6	6		6
(5) (独)住宅金融支援機構等の貸付けに係る特例の廃止	16		16	16		16
(6) その他	2		2	3		3
3 自動車取得税	△ 3		△ 3	△ 3		△ 3
過疎バスの取得に係る非課税措置の見直し	△ 3		△ 3	△ 3		△ 3
4 固定資産税		△ 2	△ 2		1	1
(1) 排出ガス規制に適合した特定特殊自動車に係る特例の創設		0	0	△ 2	△ 2	△ 2
(2) 国際コンテナ戦略港湾等の港湾経営会社が取得した荷さばき施設等に係る特例の創設		0	0	△ 3	△ 3	△ 3
(3) 地域公共交通確保等へ向けた関連税制の拡充(離島船舶、離島航空機、安全性向上設備)	△ 2	△ 2	△ 2	△ 2	△ 2	△ 2
(4) 高齢者向け優良賃貸住宅に係る減額措置の見直し		0	0	△ 6	△ 6	△ 6
(5) 市街地再開発事業に伴い従前の権利者が取得する家屋に係る減額措置の見直し		0	0	1	1	1
(6) 鉄軌道事業者が取得する新造車両に係る特例の見直し		0	0	10	10	10
(7) 地上放送デジタル化のための設備に係る特例の見直し		0	0	1	1	1
(8) その他		0	0	2	2	2
5 地方たばこ税				△ 991	991	0
税率の見直し				△ 991	991	0
合計	19	8	27	△ 779	1,290	511
国税の税制改正に伴うもの	79	△ 110	△ 31	581	△ 764	△ 183
個人住民税	2	2	4	151	227	378
(1) 給与所得控除の見直し				122	183	305
(2) 退職所得課税の見直し	2	2	4	16	23	39
(3) その他				14	20	34
法人住民税	△ 46	△ 112	△ 158	△ 403	△ 991	△ 1,394
(1) 法人税の基本税率の引下げ	△ 80	△ 198	△ 278	△ 607	△ 1,492	△ 2,099
(2) その他	35	86	121	204	501	705
法人事業税	123		123	817		817
地方消費税	0		0	16		16
再計	98	△ 102	△ 4	△ 198	526	328

地方譲与税

地方法人特別譲与税	115		115	849		849
再々計 (地方法人特別譲与税を含む合計)	213	△ 102	111	651	526	1,177

(注) 表中における計数は、1億円未満を四捨五入している。

(出所) 総務省資料